

令和7年度
島根県

子ども食堂を運営する団体の皆さまへ

子ども食堂

緊急支援

補助金

補助
上限 **25**万円

により、子ども食堂の運営経費を支援します

対象団体

次に掲げる要件を満たす子ども食堂を運営する団体

- (1) 事務所を県内に有し、県内で活動する団体等で営利を目的としないもの
- (2) 食事の提供を定期的を実施すること
- (3) 1年以上継続して事業を実施する見込みがあること
- (4) 18歳未満の子どもの利用者が総利用者の概ね3割以上であること
- (5) 18歳未満の子どもの利用料は無料又は材料費等の実費相当額とすること
- (6) 参加者は幅広く募集し制限しないこと
- (7) 利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報保護のために必要な措置を講じること
- (8) 当該補助事業で補助対象とする経費について、国、地方公共団体ならびに独立行政法人の補助事業等と重複して補助を受けていないこと

対象となる 事業期間

令和7年4月1日～令和8年1月31日

対象経費

食料費、消耗品費、会場使用料、保険料、広報費、衛生用品費

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、郵送で提出

申請期間

令和7年6月9日(月)～令和8年1月16日(金)当日消印有効

注意事項

予算の範囲内で実施するため、申請期間内であっても申請を締め切る場合があります。その他詳細は交付要綱及び募集要項を確認してください。

島根県地域福祉課

TEL:0852-22-6878 MAIL:seikon@pref.shimane.lg.jp

島根県 地域福祉課 子ども食堂



詳細は県HPから→
申請書、交付要綱
及び募集要項も掲載
しています

